

住宅用家屋証明書

- 租税特別措置法施行令
- 1 第41条
    - (1) 特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外
      - ア 新築されたもの
      - イ 建築後使用されたことのないもの
    - (2) 特定認定長期優良住宅
      - ア 新築されたもの
      - イ 建築後使用されたことのないもの
    - (3) 認定低炭素住宅
      - ア 新築されたもの
      - イ 建築後使用されたことのないもの
  - 2 第42条第1項 (建築後使用されたことのあるもの)

の規定に基づき、次の家屋

[	年	月	日	{	1 新築	}
				{	2 取得	}

がこの規定に該当するものである旨を証明します。

申請者の住所	
申請者の氏名	
家屋の所在地	
取得の原因 (移転登記の場合に記入)	1 売買                                  2 競落

平成 年 月 日

北谷町長

印